



人権・情報公開

人権

人権問題の解決

問 人権・男女共同参画推進課 ☎ 048-556-1111
生涯学習課 ☎ 048-556-8319

差別のない明るい社会を

人権とは、全ての人が等しく幸せな生活を営むための人として本来持っている権利です。

市では、人権問題の解消や差別をなくすための取り組みとして、地区別研修会などの啓発活動や教育活動を実施しています。

私たちは、幸せで生きがいのある生活をしたいと願っています。そのためには相手のことを尊重し、お互いの立場を考えて、豊かな人間関係をつくる必要があります。

全ての人が個人として尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな人権尊重社会を目指しましょう。

さまざまな人権問題

女性の人権

性別による固定的な役割分担意識は、一人一人が持っている個性や可能性を制限してしまいます。「男性だから」「女性だから」ではなく、共に対等の立場で自分らしい生き方ができる社会を目指しましょう。

こどもの人権

こどもには、虐待や差別からの保護はもちろん、教育を受けること、のびのびと遊ぶこと、自由に自分の意見を述べることや表現することが認められています。

こどもたちの人格を大切にし、それぞれのこどもの持つ「すばらしさ」を尊重していく社会を築いていきましょう。

高齢者の人権

豊富な知恵や技術、経験を持つ高齢者から学ぶことはたくさんあります。年齢だけを理由に社会参加を妨げてはいませんか。誰もがいつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で共に生き生きと歩んでいく社会を実現していきましょう。

障がいのある人の人権

障がいのある人たちも、社会の一員としてあらゆる社会の場に参加し、自分の役割を果たしていきたいと考えています。障がいの有無にとらわれず、同じ地域に暮らす仲間としてコミュニケーションを図り、お互いが助け合う気持ちを持つことが大切です。

本市では、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進するため、令和5年12月に「行田市障がい者差別解消推進条例」を施行しました。

同和問題

「部落差別なんて、もうないよ…」そう考えている人も多いかもしれません。でも、本当に部落差別はなくなったのでしょうか。同和問題とは、ある一部の地域に住んでいることや出身であることだけで、理不尽な差別を受けるという日本固有の人権問題です。日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、現在でも間違った認識や偏見を原因とする就職や結婚差別が後を絶ちません。

近年では、インターネット上の差別的な書き込みなど、新たな差別事象も生じています。「寝た子を起こすな」の考え方では、問題解決にならないばかりか、正しい知識を得る機会を失い、誤った知識や偏見など差別的な情報だけが伝えられ、結果的に差別を助長してしまうことになってしまいます。

こうした中、平成28年12月に、部落差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、また、令和4年7月には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

大切なのは、私たち一人一人が同和問題を正しく理解し、日々の生活の中で人権意識を眠らせないことなのです。

性的少数者の人権

性のあり方はさまざまです。性的少数者への偏見や差別を無くすためには、良き理解者・支援者となることが大切です。

本市では、一人一人の多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指し、令和3年4月1日から、性の多様性を尊重する「行田市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

性のあり方に対する正しい知識を深め、偏見や差別を解消していきましょう。

外国人の人権

世界中には、いろいろな人種や民族が存在し、多様な文化があります。言葉や肌の色が違うからなどといって心に壁をつくっていませんか。共に国際社会を生きる一員として、人権問題の解決を実現させましょう。

インターネットによる人権侵害

インターネットは、情報を簡単に入手でき、顔を知らない人たちと交流ができるなど便利なものですですが、人を傷つけてしまう情報や他人の個人情報なども簡単に世界に向けて発信できてしまう危険性もあります。インターネットの危険性を理解し、ルールとモラルを守って正しい利用を心掛けましょう。

地域交流センター、南河原隣保館

問 地域交流センター ⑥048-559-1399
南河原隣保館 ⑥048-557-3334

地域住民がふれあいの場を通して交流を深め、交流の輪の中から国民的課題である同和問題の早期解決を図ることを目的として建てられた施設です。それぞれ施設の目的に合った一般貸し出しの他、主催の各種事業などを行っていますので、お気軽にご利用ください。

開館時間 午前8時30分～午後5時
(夜間貸し出しは、午後9時30分まで)

休館日 毎週月曜日、祝日、年末年始

利用料金 無料

人権擁護委員による人権相談

問 人権・男女共同参画推進課

いじめや虐待、差別など、日常生活でお悩みの方のために、人権擁護委員による相談窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。秘密は守られます。

開設日時 每月第2水曜日 午後1時30分～3時30分
(ただし、6月1日、12月第2水曜日は午前10時～午後3時)

会場 月ごとに変わるため、市ホームページをご確認ください。



情報公開・個人情報保護制度

情報公開制度

問 総務課

情報公開制度とは

市民の皆さんのが市の仕事の内容や市が持っている情報を「知りたい」「見たい」と思ったときに、市に対して情報の公開請求をすることができる制度です。市では、その請求に応じて、閲覧または写しの交付などにより情報を公開します。

実施機関(対象となる機関)

市長(水道事業を含む)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会

情報の公開を請求できる方

- ①市内に住所のある方
- ②市内に事務所や事業所がある個人・法人・団体
- ③市内の事務所や事業所に勤務している方
- ④市内の学校に在学している方
- ⑤市の事務事業に利害関係のある方

※なお、これらに該当しない方からの公開の申し出に対しても、公開に応じるよう努めますのでご相談ください。

対象となる情報

平成11年4月1日(旧南河原村の情報については平成15年4月1日)以後に、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録)であって、組織的に用いるものとして、実施機関において保有しているもの

公開できない情報

市が持っている情報を可能な限り公開することが原則です。しかし、個人に関する情報や法人などに関する情報については例外として公開できないことがあります。

- ▶個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報
- ▶公開することにより、法人などに明らかに不利益を与えると認められる情報
- ▶公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- ▶意思決定過程における情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障が生じるおそれのある情報
- ▶公開することにより、事務事業の公正かつ適正な執行を困難にするおそれのある情報
- ▶法令の定めるところにより、公開することができないとされている情報

なお、非公開となる情報でも、一定期間を経過することにより公開することができるものは、その期間の経過後に公開します(時限公開)。また、1つの情報に非公開となる情報が含まれている場合でも、それ以外の部分は公開します(一部公開)。

公開請求の手続き

公開請求の窓口は、「市政情報コーナー」または請求した情報を担当する課です。

実施機関は請求書を受理すると、15日以内に公開の可否の決定を行い、その結果を請求者へ文書で通知します。ただし、やむを得ない理由により期間内に決定できないときは、決定期間を延長することもあります。

公開の決定通知を受け取った請求者は、通知書に示されている日時、場所において、閲覧または写しの交付などにより、公開を受けることとなります。

市政情報コーナー

市役所にあるこのコーナーは、情報公開制度・個人情報保護制度に基づく請求の窓口となるだけでなく、市民の皆さんに市政情報を提供する場でもあり、市政に関するさまざまな資料をそろえています。どなたでも自由に閲覧できます。

利用時間 月～金曜日(年末年始・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

個人情報保護制度

個人情報保護制度とは

市が持っている個人情報全般について、具体的な管理ルールを定めるとともに、本人からの請求により自己に関する情報の開示や訂正などを求めることができる制度です。

個人情報取扱いのルール

取得および保有について

- ▶ 個人情報を取得するときは、利用目的を明らかにした上で、必要な範囲内で適正に取得し、利用目的に沿って適切に取り扱います。
- ▶ 個人情報は、利用目的の範囲内で、正確で最新なものとし、不必要となった個人情報は速やかに廃棄や消去するなど適正に管理します。

利用および提供の制限について

- ▶ 市が保有する個人情報は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために利用しません。また、外部に提供しません。

開示されないことがある自己情報

自己に関する情報は、原則として本人に開示します。しかし、自己に関する情報であっても、例外として次のいずれかに該当する情報は、開示できない場合があります。

- ▶ 開示することにより、本人の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報
- ▶ 開示することにより、本人以外の人の正当な権利利益を害すると認められる情報
- ▶ 開示することにより、実施機関の公正かつ適正な職務遂行が妨げられると認められる情報
- ▶ 開示することにより、法人などまたは本人以外の事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報
- ▶ 開示することにより、国などとの協力関係または信頼関係を損なうおそれのある情報
- ▶ 開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

開示、訂正、利用停止などの請求ができる権利

請求できる内容

- ▶ 自己に関する情報について、閲覧または写しの交付を請求できます(開示請求)。
- ▶ 自己に関する情報について、事実と異なる記載があるときに訂正を請求できます(訂正請求)。
- ▶ 自己に関する情報が、利用目的以外の目的のために利用され、もしくは外部に提供されているときは、その利用の停止、消去または提供の停止の請求を行うことができます(利用停止請求)。